

山梨県公報

第四百二十号

令和五年

十月二十三日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始……………六四七

○道路の区域変更(二件)……………六四七

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………六四八

公告

○基本測量の実施……………六五一

教育委員会

○山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………六五一

その他

○山梨県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について……………六五一

告示

山梨県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市大泉町西井出字姥神三三九番二地先から	十五・九	令和五年十月二十三日

北杜市大泉町西井出字姥神三三九番二地先まで

山梨県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甘利山公園線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別 (メートル)	延長 (メートル)
先から 斐崎市旭町上條北割字鎌倉四〇七六番四地 斐崎市旭町上條北割字鎌倉四〇六八番二地 先まで	旧 一一・一 一六・二	六五・五
新	十四・〇 五一・五	六五・五

山梨県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 本栖湖畔線
- 道路の区域

区間	南巨摩郡身延町中之倉字川尻二九二六番一 地先から 南巨摩郡身延町中之倉字川尻二九二六番一 地先まで	
	新	旧
旧新 敷地の幅員 (メートル)	九・三 三九・九	九・三 一〇・五
延長 (メートル)	一八・〇	一八・〇

山梨県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
都留市	朝日馬場の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	朝日馬場の2	同	同	同	
同	朝日馬場の3	同	同	同	
同	神門の2	同	同	同	
同	朝日曾雌の4	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
権現原	上戸沢の3	上戸沢の2	下戸沢の2	玉川の2	玉川の1	朝日曾雌の14	朝日曾雌の13	朝日曾雌の12	朝日曾雌の11	朝日曾雌の10	宮ノ前Ⅱの2	朝日曾雌の9	朝日曾雌の8	朝日曾雌の7	朝日曾雌の6	朝日曾雌の5
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
馬場沢5	馬場沢4	菅野の4	2 清風台別荘地の	1 清風台別荘地の	菅野の3	菅野の2	大平の6	大平の5	大平の4	大平の3	大平の2	中小野の4	中小野の3	中小野の2	中小野の1	
同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

二 土砂災害特別警戒区域

同	都留市	市町村名
朝日馬場の2	朝日馬場の1	土砂災害特別警戒区域の名称
同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	新規	指定事項
		指定告示

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
土沢の2	菅野川11	菅野沢4	熊井戸沢の2	法能沢	戸沢の4	戸沢の3	戸沢の2	大旅川の2	宮の前沢の2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上戸沢の2	下戸沢の2	玉川の2	玉川の1	朝日曾雌の14	朝日曾雌の13	朝日曾雌の12	朝日曾雌の11	朝日曾雌の10	宮ノ前IIの2	朝日曾雌の9	朝日曾雌の8	朝日曾雌の7	朝日曾雌の6	朝日曾雌の4	神門の2	朝日馬場の3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
菅野の4	2 清風台別荘地の	1 清風台別荘地の	菅野の3	菅野の2	大平の6	大平の5	大平の4	大平の3	大平の2	中小野の4	中小野の3	中小野の2	中小野の1	権現原	上戸沢の3	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
土沢の2	菅野川11	菅野沢4	熊井戸沢の2	法能沢	戸沢の4	戸沢の2	大旅川の2	宮の前沢の2	馬場沢5	馬場沢4
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

公 告

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（火山土地条件図データ作成）
- 二 測量の地域 富士山地区

三 測量の期間 令和五年十月六日から令和六年三月三十一日まで

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第六号

序 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 立 学 校
県 立 学 校
県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年十月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
を次のように改正する。

第二十五条第四項第二号中「総務部情報政策課」を「山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監（第三十条第二号において「情報政策推進監」という。）」に改める。

第三十条第二号中「総務部情報政策課長」を「情報政策推進監」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

そ の 他

山梨県道路公社公告第三号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。）第二十四条第三項の規定に基づき、有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のとおり定め、国土交通省関東地方整備局長の認可を受けたので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和五年十月二十三日

山梨県道路公社理事長 椎 葉 秀 作

（適用）

第一条 法第二十四条第一項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第二条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第三条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第四条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。